

1章 はじめに

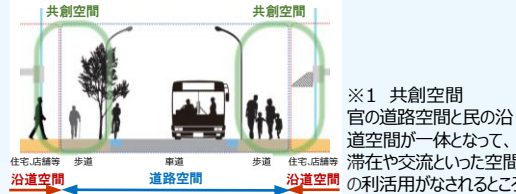
ガイドラインの概要

- 本ガイドラインは、**歩きやすく歩きたくなるメインストリート（中央通り、東西通り）を官民が連携して実現するための指針**として、道路・沿道空間のあり方やデザインの指針、実現に向けた方策等を示すもの。
- 本ガイドラインに沿って、将来像や価値観等を官民が共通して持ちながら、連携・協力し、多様な活動の場の実践を繰り返すことにより、豊かな都市空間の実現を目指す。

<対象範囲> 東西軸（中央通り、東西通り）



<対象とする空間> 道路・沿道空間及び共創空間※1



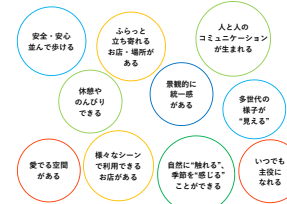
2章 東西軸の特徴・ニーズ

<東西軸や中心市街地の特徴>

- 中心市街地の滞在は限定的で回遊をされていない傾向にある。
- 中央通りは「お店の賑わい」、東西通りは「落ち着いた雰囲気」といった、通りごとに異なる特徴がある。

<東西軸に対するニーズ>

- 機能や役割**
 - 安全・安心並んで歩ける
 - 人と人のコミュニケーションが生まれる
 - 休憩やのんびりできる など
- 利活用や取組内容**
 - 店舗による道路空間の利活用はどんどん増えてほしい
 - 休憩や滞在ができる空間が生まれ、道が居場所になってほしい
 - 安全に通行できるように、道路構成を見直してほしい など



3章 目指すべき将来像



4章 将来像を実現するためのデザイン指針

<中央通り>

【デザインコンセプト】賑わいと交流を育む親しみやすいデザイン

～気軽に立ち寄れるオープンなお店の店先で交流が生まれ、まちの賑わいや人々の活動が広がる通り～



■ 道路空間のデザイン指針

歩行者と自動車等が共存し、人中心となるように、歩行者や沿道における人々の活動・交流に配慮した空間を目指す。

- 【歩道舗装】**
活気や親しみやすさが感じられる彩度を抑えた色彩を基本とする。
- 【街路樹】**
比較的空間が確保できるところにスポット的に配置する。
- 【その他】**
周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとする。
無電柱化を推進する。 など

■ 沿道空間のデザイン指針

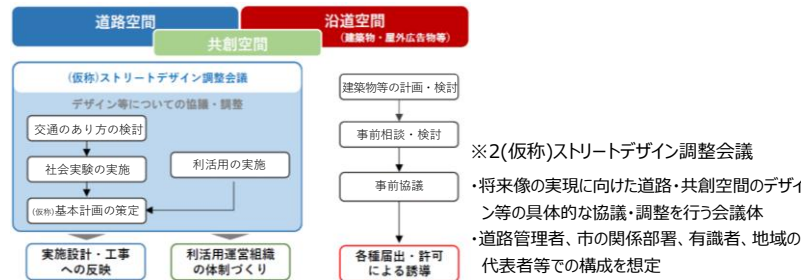
歩きたくなる空間を形成するため、**まちに開かれた低層部の設えやオープンスペースの確保等を推奨**するとともに、周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導する。

- 【用途】**
低層部は店舗を中心に、人々の活動や交流による賑わいが感じられる用途を推奨する。
- 【その他】**
原則として1m以上のセットバックを行い、オープンスペースを確保する。 など

5章 将来像の実現に向けて

<将来像を実現するための運用体制>

- 道路空間**
交通のあり方の検討の段階から「(仮称)ストリートデザイン調整会議※2」を立ち上げ、意見等を聴取しながら社会実験の実施や(仮称)基本計画の策定を行い、実施設計・工事へ反映する。
- 共創空間**
沿道事業者等との意見交換や(仮称)ストリートデザイン調整会議※2を活用しながら利活用の実施を支援する等、利活用運営組織の体制づくりに繋げていく。
- 沿道空間**
本ガイドラインと整合した景観条例・屋外広告物条例等に基づき、事前協議、各種届出・許可により誘導を図る。



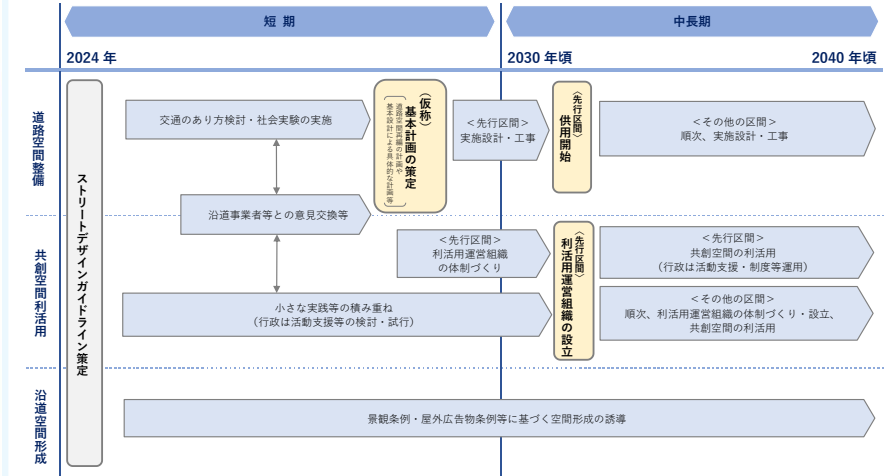
<ともに創るストリートの実現に向けて>

「ハードの魅力」を高めるほか、沿道事業者等や市民の皆さんによる様々な活動等が生み出されることを通して、ストリートに「ソフトの魅力」を加えていくことが、茨木らしい個性あるストリートの実現に必要



<実現に向けたロードマップ>

各空間ごとに取組みを進め、本ガイドラインに示した将来像の具現化を目指す。



その他、沿道空間の形成や共創空間の利活用に向けた行政の取組みや制度等を紹介
・まちづくりアドバイザーの派遣制度、提案型公益支援事業、民有地緑化事業、(今後検討)歩行者利便増進道路、助成制度 など